

定期報告対象昇降機等

種 別	対 象	報 告 時 期
昇 降 機 等	エレベーター	全て※1、※2
	エスカレーター	全て※1
	小荷物専用昇降機	フロアタイプ ^{※1} 、テーブルタイプ ^{※1※3}
	観光用エレベーター	全て
	観光用エスカレーター	全て
	遊戯施設	全て
		毎年検査済証の交付を受けた日に相当する月の前後 30 日まで

※1 籠が住戸内のみを昇降するものを除く。

※2 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 12 条第 1 項第 6 号に規定するエレベーターを除く。

※3 昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より 50cm 以上高いものに限る。

※4 報告に先立って実施する検査は、報告日の1ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第 10 条第 3 項)

※検査済証が発行された直後の報告時期は除く